

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」  
を補完する事例集（Q&A）新旧対照表

（下線部が改正箇所）

箇所	改正後	改正前
<p>2 ページ 問 0 0 3 (回答)</p>	<p>生存する個人に関する情報であつて、「氏名」、「生年月日」、「<u>保険者番号及び被保険者等記号・番号</u>」、「公費負担医療の受給者番号」等が該当します。</p> <p>この他にも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものがあれば、法第2条第1項の個人情報に該当するため、個別に判断することとなります。</p> <p>また、レセプトや健診記録、保険相談記録（以下「レセプト等」という。）に記載されている情報の中には、医師の個人情報も含まれる部分もあります（「問004」参照）。</p> <p>個別の判断に迷う時は、個人情報に該当するものとして、取り扱うことが望ましいと考えます。</p>	<p>生存する個人に関する情報であつて、「氏名」、「生年月日」、「<u>被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号</u>」、「<u>後期高齢者医療制度の被保険者の番号</u>」、「公費負担医療の受給者番号」等が該当します。</p> <p>この他にも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものがあれば、法第2条第1項の個人情報に該当するため、個別に判断することとなります。</p> <p>また、レセプトや健診記録、保険相談記録（以下「レセプト等」という。）に記載されている情報の中には、医師の個人情報も含まれる部分もあります（「問004」参照）。</p> <p>個別の判断に迷う時は、個人情報に該当するものとして、取り扱うことが望ましいと考えます。</p>
<p>4 ページ 問 0 0 9 (回答)</p>	<p>「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これらに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）に係る具体的なものとして、<u>保険者番号及び被保険者等記号・番号</u>などがあります。</p>	<p>「個人識別符号」とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これらに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）に係る具体的なものとして、<u>被保険者証又は高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</u>などがあります。</p>

